

川崎市児童家庭支援センター事業費補助金交付要綱

(平成26年4月1日26川市こ福第528号市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市児童家庭支援センター設置運営要綱（平成28年3月25日27川市児第1046号。以下「設置運営要綱」という。）に基づき設置された児童家庭支援センター（以下「センター」という。）に係る事業費を補助することによって、地域の児童及び家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、センターとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条の2及び児童家庭支援センターの設置運営等について（平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」の定めるところにより設置される児童福祉施設をいう。

(補助対象者等)

第3条 この補助金交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、設置運営要綱第2条の規定により市長から指定を受けたセンター事業を実施する者とする。

2 設置運営要綱第2条の規定により市長から指定を受けた者であって、センター事業を実施するための備品等の購入及び設備整備に要する経費（以下「初度調弁費」という。）が必要な者は、センターの開設前に補助金の交付を申請することができるものとする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付の対象となる、経費及び補助金額の算出方法は、別表に掲げるものとし、補助金額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(補助金の使途)

第5条 この補助金の使途は、次に定めるものとする。

- (1) 事業運営費 センターの運営に当たって必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費及び消耗品費）、役務費（手数料）、報償費、報酬等

(2) 初度調弁費 センターを開設するための備品等の購入及び設備整備に要する経費

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、毎年度、児童家庭支援センター事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、初度調弁費に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、児童家庭支援センター事業費補助金交付申請書により、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) その他市長が必要と認める条件

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及び

これに条件を付した場合はその条件を、指令書（第2号様式）により対象者に通知するものとする。

（補助事業の変更・中止・廃止）

第10条 第7条の規定により補助金交付の決定を受けた対象者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る内容の変更、中止若しくは廃止をする場合においては、児童家庭支援センター事業変更・中止・廃止承認申請書（第3号様式）により、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

（補助事業の変更・中止・廃止の承認）

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容について審査し、承認の可否について決定し、児童家庭支援センター事業変更・中止・廃止承認決定通知書（第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金額の変更交付の申請）

第12条 補助事業者は、補助金額の変更交付申請を行う場合には、児童家庭支援センター事業費補助金変更交付申請書（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（補助金額の変更交付の決定）

第13条 市長は、前条に規定する申請があったときは、申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金額を変更交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金額を変更の上、交付の決定をするとともに、第9条に規定する通知を行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金の交付については、第9条に規定する通知を受けた補助事業者からの請求により次のとおり行うものとする。

- （1）事業運営費 概算払により交付
- （2）初度調弁費 適正な請求を受理してから1月以内に交付

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から1月以内に、児童家庭支援センター事業費補助金実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金額の確定通知)

第16条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、児童家庭支援センター事業費補助金確定通知書（第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助金の交付を受けた補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行

っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた補助事業者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助金事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの

(3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために特に必要があると認めて別に定めるもの

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

対象経費	補助金額の算出方法
<p>1 事業運営費 （1）と（2） の合計</p>	<p>次により算出された額の合計額とする。</p> <p>（1）事務費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 11,796,000 円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 7,854,000 円</p> <p>（年度途中の開始、又は中止等の場合）</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 983,000 円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 655,000 円</p> <p>（1月未満の場合は1月とする）</p> <p>（2）事業費</p> <p>①基準額</p> <p>1 か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額</p> <p>ただし、年度途中に開所した場合は、該当する件数区分に定める額を 12 で除した数に、開所した月以降の月数を乗じて得た額、年度途中で閉所した場合は、該当する件数区分に定める額を 12 で除した数に閉所した月以前の月数を乗じて得た額とする（1月未満の場合は1月とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする）。</p> <p>②件数区分</p> <p>件数区分の算定は次のとおりとする。</p> <p>前年度における地域・家庭（里親家庭を含む。）からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による相談件数並びに関係機関との連絡・調整、市町村からの求めに応じた回数を合算したものとする（訪問相談件数は、実際の相談件数に 2 を乗じて得た数とする。）。</p> <p>ただし、前年度途中に開設した場合は、前年度の件数を開所した月以降の月数で除した数に 12 を乗じて得た数の区分、年度途中の開始の場合には、開始されたセンターの所在する地域におけるニーズ等を踏まえ、区分を設定するものとする。</p>

	件数区分	基準額
	50 件～599 件	352,800 円
	600 件～899 件	937,550 円
	900 件～1,399 件	1,851,300 円
	1,400 件～1,899 件	2,792,000 円
	1,900 件～2,399 件	3,527,000 円
	2,400 件～2,899 件	4,262,000 円
	2,900 件～3,399 件	4,997,000 円
	3,400 件～3,899 件	5,732,000 円
	3,900 件～4,399 件	6,467,000 円
	4,400 件以上	6,615,000 円
2 初度調弁費	1 か所当たり 400,000 円	